

自転車マナーアップ通信



発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議会 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

自転車安全利用五則を守りましょう！

令和 4 年 11 月 1 日付で中央交通安全対策会議交通対策本部により自転車安全利用五則が改訂されました。ルール・マナーを守り安全に自転車を利用しましょう。

① **車道が原則、左側を通行**
歩道は例外、**歩行者を優先**

② 交差点では**信号と一時停止**を守って、**安全確認**

③ **夜間はライトを点灯**

④ **飲酒運転は禁止**

⑤ **ヘルメットを着用**

◎仙台市は条例でヘルメットの着用を努力義務としています。

◎4月からは道路交通法の改正により全国でヘルメット着用が努力義務化されます。



□自転車ルールの解説□ ～自転車の通行方法について～

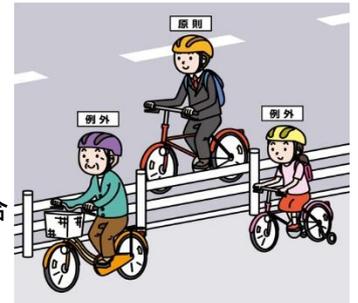
自転車は法律上「**車両**」として扱われるため、**車道通行が原則**です。

しかし、例外的に歩道を走行してもよい場合があります。

- 自転車通行可の道路標識があるとき
- 運転者が児童・幼児・高齢者（70歳以上）・身体に障害を負っている場合
- 道路工事・自動車の交通量が多い・車道が狭い等の安全のためやむを得ない場合

ただし、歩道を通行する場合は以下の点を守りましょう。

- 「普通自転車通行指定部分」がある場合は、その部分を徐行して通行しなければならない。
- 「普通自転車通行指定部分」がない場合は、歩道中央から車道寄りを徐行して通行しなければならない。
- 歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は、一時停止しなければならない。



歩道は**歩行者優先**です。自転車の高速走行やすり抜けによって歩行者に大きなけがをさせてしまう場合もあります。歩行者への気遣いを忘れず、歩行者にやさしい運転を心がけましょう。



□自転車ルールの解説□ ～並進について～

自転車などの軽車両は、**他の軽車両と並進してはならない**とされています。

ただし、「普通自転車の並進可」の道路標識があれば、2台まで並進可能です。

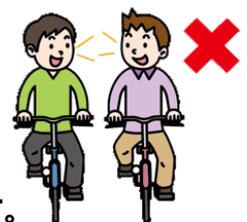
自転車が並進すると道路の大部分を占めてしまいます。

このような状態で走ると**歩行者や他の車両の通行の妨げ**になってしまいます。

また、隣の人と話しながらの運転は注意力が散漫になり、事故に遭遇する危険性が高くなります。

交通ルールを守ることは周囲の人だけでなく、**あなた自身を守る**ことにもつながります。

ルール・マナーを守って正しい運転を心がけましょう！

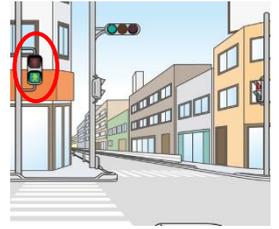


自転車ルール of 解説 ~交差点の走行について~

自転車が交差点に進入する場合は、状況に応じて従うべき信号機が変わります！

歩行者自転車専用歩道を走行しているとき

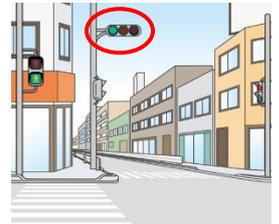
自転車が歩道を走行している場合は、歩行者用の信号機に従わなければなりません。



車道を走行しているとき

自転車が車道を走行している場合は、車用の信号機に従わなければなりません。

ただし、歩行者・自転車専用信号機がある場合には、車道を走行している場合でも歩行者用の信号機に従わなければなりません。



自動車を運転される方も自転車の走行ルールを確認しておきましょう！



マナーアップの取組みをご紹介します

スタントマンによる事故再現

錦ヶ丘中学校にてリアルな事故再現を通して、安全利用の大切さを学ぶ機会となりました。ルールを守って安全に利用しましょう。



キャンペーン実施中！

今年度は天気恵まれぬ日が多かったのですが、愛子駅前や陸前落合駅前をはじめ各地点で多くの構成団体の方にご参加いただき、年間を通してキャンペーンを実施しました。



広瀬中学校美術部が大活躍！

愛子駅前の自転車安全利用啓発横断幕用イラストを制作いただきました。横断幕は新年度にお披露目の予定です。自転車マナーアップの輪が広がることを期待します！



定期的な点検をしましょう

自転車を安全に利用するためには「日常点検」と「定期点検」を実施しましょう！

【日常点検】

- 「ぶたはしゃべる」を合言葉に点検してみよう！
- ぶ** ブレーキ：よく効くか
 - た** タイヤ：空気は十分か
 - は** ハンドル：曲がっていたり、グラグラしたりしないか
 - しゃ** 車体（しゃたい）
 - サドル：グラグラしないか、両足が地面につくか
 - 反射材：汚れていないか、よく見えるか
 - ライト：点灯するか
 - ベル：よく鳴るか

【定期点検】

年に1回以上は自転車安全整備店へ自転車を持っていく、自転車整備士による必要な整備を受けることで、より安全に自転車を利用することができます。



TSマーク付帯保険が 拡充されました！

TSマーク付帯保険は自転車整備士がいる「自転車安全整備店」で点検整備（優良）を受けると貼付されるTSマークに付帯される保険です。令和4年12月1日から第三種TSマーク（緑マーク）が運用されました。

緑のTSマーク付帯保険のポイント



- 1 限度額1億円
- 2 人身事故すべてが対象
- 3 示談交渉サービス付

※誰が乗っても補償されます。補償期間は1年です。

昨今では自転車が加害者となるケースの事故が増えています。過去には1億円近い損害賠償請求がなされた事故もあります。（神戸地裁平成25年7月判決）

仙台市では自転車損害賠償保険等への加入を義務としています。TSマークを含め、保険加入で万一の事故に備えましょう。詳しくは自転車販売店等でご確認ください。